

R2(2020).8.31

第2回策定部会

議題

大分市成年後見制度利用促進基本計画（案）について

大分市成年後見制度利用促進基本計画（案）

令和3（2021）年〇月

もくじ

第1章 大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1. 成年後見制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 成年後見制度の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 基本計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 計画策定のための取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7. 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 大分市の現状

1. 大分市の高齢者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 大分市の障がい者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 成年後見制度利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 大分市における成年後見制度のニーズについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 大分市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念・施策概要

1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 大分市における具体的な取り組み

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備・・・・・・・・・・ 20
2. 成年後見制度の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 成年後見制度利用支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

参考資料

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 大分市成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱・・・・・・・・・・ 28
3. 大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第1章 大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

支援者は介護・福祉サービス利用手続きや入院手続きといった「身上監護」、預貯金管理、生活費等の支払い、不動産管理といった「財産管理」を行います。

また、成年後見制度の理念として、「ノーマライゼーション・自己決定の尊重という理念と本人の保護の調和」が求められています。そのため、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が後見人の役割とされています。

（注）ノーマライゼーションとは・・・障がいのある方と障がいの無い方が同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す理念です。

2. 成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」、「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は判断能力の不十分な方に対する制度です。

判断能力の程度に応じ、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに区分され、支援者の呼称も「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」に区分され、支援できる範囲も異なります。

「任意後見制度」は判断能力が十分にある方に対する制度で、支援者の呼称は「任意後見人」です。

あらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、将来判断能力が不十分になった場合に備え、その契約に基づき、任意後見人が本人を支援する制度です。

3. 基本計画策定の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

4. 基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は「大分市総合計画」を最上位計画、「大分市地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画である「大分市高齢者福祉計画及び大分市介護保険事業計画」、「大分市障害者計画」との整合、連携を図ります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5. 基本計画の期間

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の3か年です。

この計画は、関連性の高い「第4期大分市地域福祉計画」と期間の満了を合わせるものとします。

なお、社会情勢等の大幅な変化があった場合には、計画期間中であっても必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

	年度			
	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
計画名	大分市成年後見制度利用促進基本計画			次期計画
	第4期大分市地域福祉計画			次期計画

6. 計画策定のための取組状況

令和2（2020）年度に学識経験者、医療・福祉関係者、司法関係者、市民等で構成される大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会を開催し、3回に渡り議論を重ねました。

また、令和2（2020）年12月には公募意見手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を計画に反映させるよう努めました。

7. 計画の推進

国の基本計画の基本的な考え方である「ノーマライゼーション」、「自己決定権の尊重」、「身上の保護の重視」の観点から本市の計画が適切に運用されているか、進捗状況や実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善を図ります。

第2章 大分市の現状

1. 大分市の高齢者を取り巻く現状

総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年3月末では477,393人となっています。年齢3区分で見ると、「15歳未満」、「15～64歳」ではどちらも減少していますが、「65歳以上」は増加していることから、高齢化率も年々上昇し、令和2（2020）年3月末現在では27.1%と市民約4人に1人の割合となっています。

認知症高齢者数についても、65歳以上人口の増加に伴い、年々増加傾向にあり、令和2（2020）年3月末現在では、19,728人であり、全高齢者における割合は15.3%となっています。

①大分市の世代別人口の推移

年度	大分市総人口 (人)	15歳未満人口 (人)	15～64歳人口 (人)	65歳以上 (人)	総人口に対する 65歳以上の割合 (%)
平成26 (2014)	477,853	68,089	295,669	114,095	23.9
平成27 (2015)	478,241	67,731	292,570	117,940	24.7
平成28 (2016)	478,491	67,086	290,001	121,404	25.4
平成29 (2017)	478,222	66,669	287,062	124,491	26.0
平成30 (2018)	477,858	65,954	284,703	127,201	26.6
令和元 (2019)	477,393	65,345	282,871	129,177	27.1

(注) 数値は住民基本台帳による（各年度3月末日現在）

②大分市の認知症高齢者数の推移

(単位):人

ランク (認知症高齢者の日常生活自立度判定基準)	年度					
	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
I (何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。)	4,285	4,548	4,636	4,731	4,911	5,067
II (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。)	5,597	5,912	6,399	6,804	7,226	7,350
II a (家庭外で上記IIの状態がみられる。)	2,221	2,325	2,527	2,688	2,853	2,911
II b (家庭内でも上記IIの状態がみられる。)	3,376	3,587	3,872	4,116	4,373	4,439
III (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。)	3,820	4,067	4,206	4,282	4,459	4,630
III a (日中を中心として上記IIIの状態が見られる。)	2,726	2,890	3,029	3,132	3,278	3,382
III b (夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。)	1,094	1,177	1,177	1,150	1,181	1,248
IV (日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。)	2,171	2,097	2,111	2,149	2,093	2,040
M (著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。)	647	668	648	629	639	641
合計	16,520	17,292	18,000	18,595	19,328	19,728

(注) 数値は大分市長寿福祉課調べによる(各年度3月末日現在)

2. 大分市の障がい者を取り巻く現状

○知的障がい者について

知的障がい者のうち、療育手帳を所持している人は、令和元（2019）年度末で4,121人となっており、年々増加しています。

また、重度障がい者（A1・A2）の人は合わせて1,285人、中・軽度障がい者（B1・B2）の人は合わせて2,836人であり、特にB2の所持者が多くなっています。なお、年齢別では、18歳未満が1,181人、18歳以上が2,940人となっています。

①療育手帳所持者数の推移（程度別）

（単位）：人

区分	年度					
	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
A1（最重度）	526	538	555	543	554	581
A2（重度）	645	685	676	691	708	704
B1（中度）	815	868	891	894	908	920
B2（軽度）	1,454	1,540	1,628	1,695	1,805	1,916
計	3,440	3,631	3,750	3,823	3,975	4,121

（注）数値は大分市障害福祉課調べによる（各年度3月末日現在）

②療育手帳所持者の世代別構成

（単位）：人

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A1（最重度）	129	410	42	581
A2（重度）	203	419	82	704
B1（中度）	253	526	141	920
B2（軽度）	596	1,200	120	1,916
計	1,181	2,555	385	4,121

（注）数値は令和2（2020）年3月末日現在

○精神障がい者について

精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和元（2019）年度末で4,563人となっており、年々増加しています。

また、令和元（2019）年度の手帳所持者を等級別に見ると、2級が最も多く、全体の67.5%を占めています。

なお、年齢別では、18歳未満が329人、18歳以上が4,234人となっています。

①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

（単位）：人

区分	年度					
	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
1級	178	176	185	194	204	224
2級	2,143	2,295	2,501	2,678	2,898	3,078
3級	709	777	890	1,007	1,165	1,261
計	3,030	3,248	3,576	3,879	4,267	4,563

（注）数値は大分市障害福祉課調べによる（各年度3月末日現在）

②精神障害者保健福祉手帳所持者の世代別構成

（単位）：人

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	2	115	107	224
2級	292	2,325	461	3,078
3級	35	1,105	121	1,261
計	329	3,545	689	4,563

（注）数値は令和2（2020）年3月末日現在

3. 成年後見制度利用状況

○本市の成年後見制度利用状況について

各類型における利用者数は年々増加傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で、合計588人となっています。

類型別で見ると最も多いのは、成年後見であり、全体の約77.4%を占めています。

類型	年度		
	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元 (2019)
成年後見	452	457	455
保佐	75	79	82
補助	32	32	45
任意後見	7	7	6
計	566	575	588

(注) 数値は大分家庭裁判所資料による（各年度3月末日）

○成年後見制度市長申立及び成年後見人への後見報酬補助について

本市では「大分市成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱」また「大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を必要とする方への支援を行っています。

大分市長による成年後見制度利用申立については、平成26（2014）～令和元（2019）年度において2～10件、成年後見人への後見報酬補助については、3～4件で推移しています。

②市長申立及び成年後見人への後見報酬補助数の推移

(単位：件)

区分	年度					
	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
市長申立	5	9	3	2	8	10
後見報酬等補助	0	0	4	4	4	3

4. 大分市における成年後見制度のニーズについて

大分市における成年後見制度のニーズや制度の相談・活用状況等について調査し、今後の成年後見活動の充実を図ることを目的として、令和元（2019）年12月～令和2（2020）年1月にかけて、大分市内にてニーズ調査を実施しました。

調査依頼した事業所の種別一覧

事業所の種別	施設数（件）	回答数（件）	回収率（%）
地域包括支援センター	23	581	72.1
高齢者支援事業者	141		
高齢者居宅サービス	319		
高齢者居住系サービス	278		
障がい者向け相談支援事業所	45		
計	806		

○調査の基本項目

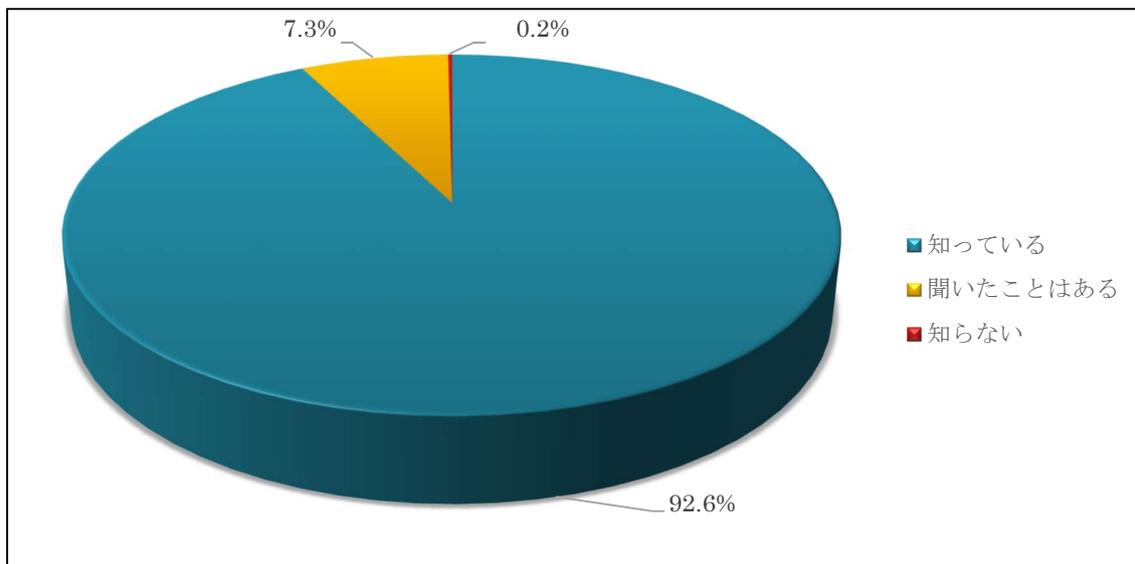
- (1) 成年後見制度の認知度
- (2) 成年後見制度相談窓口についての認知度
- (3) 成年後見制度の利用状況
- (4) 成年後見制度のニーズ
- (5) 成年後見人等報酬助成事業の認知度

○ニーズ調査の質問内容及び回答の集計結果について

問1 成年後見制度を知っていますか？

[回答の集計結果]

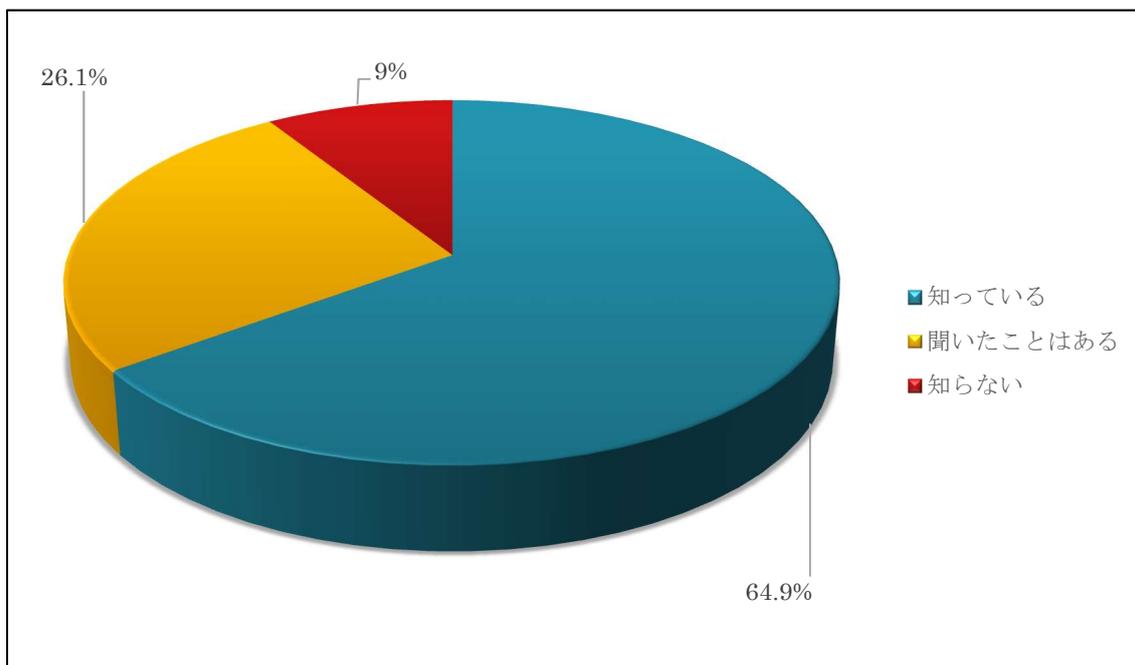
成年後見制度について、「知っている」が92.6%、「聞いたことはある」が7.3%、「知らない」が0.2%となっています。



問2 成年後見制度の申立手続先を知っていますか？

[回答の集計結果]

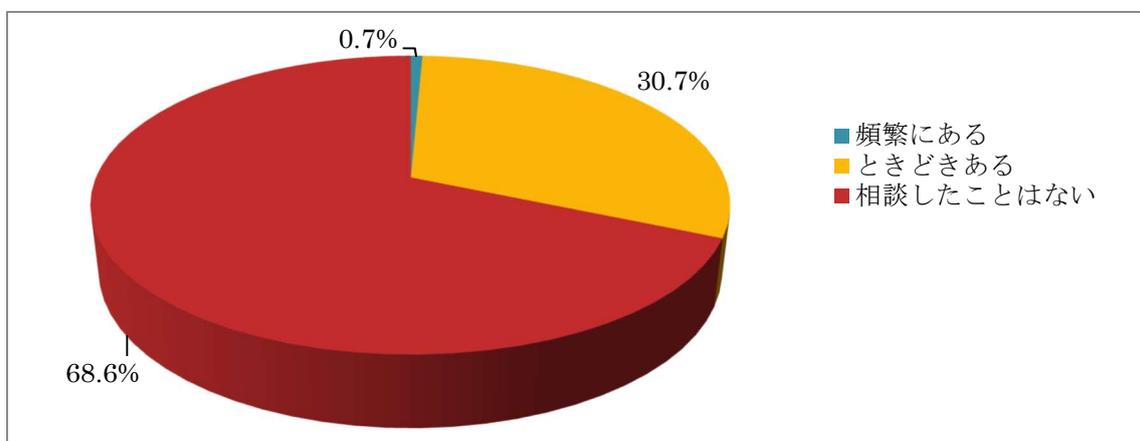
申立手続先については、「知っている」が64.9%、「聞いたことはある」が26.1%、「知らない」が9%となっています。



問3 成年後見制度で相談機関に相談したことがありますか？

[回答の集計結果]

相談機関への相談については、「頻繁にある」が0.7%、「ときどきある」が30.7%、「相談したことはない」が68.6%となっています。

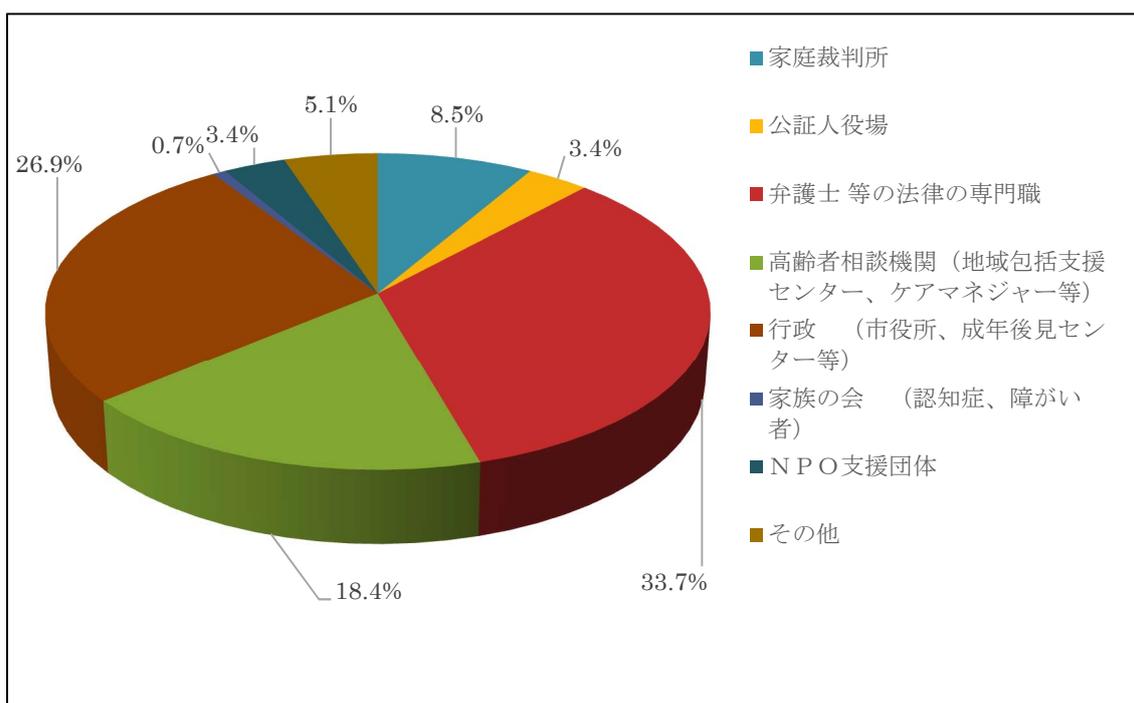


《問3で「頻繁にある」または「ときどきある」と回答された事業所にお伺いします。》

問3-1 主な相談先はどちらですか？（※複数回答可）

[回答の集計結果]

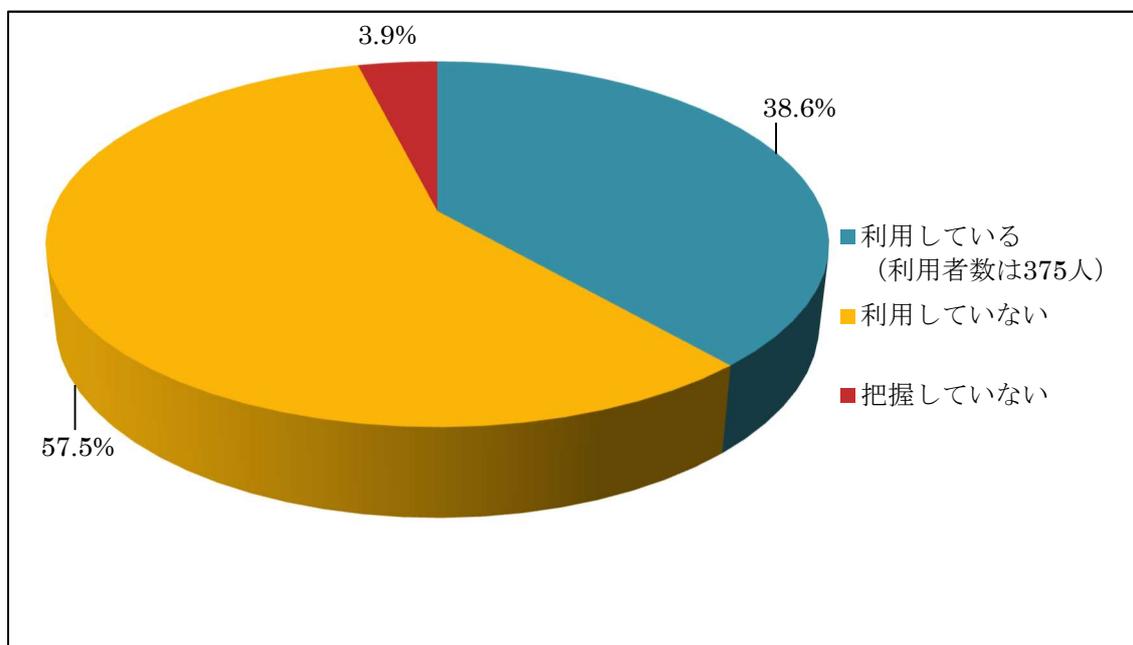
相談先については、「家庭裁判所」が8.5%、「公証人役場」が3.4%、「弁護士等の法律の専門職」が33.7%、「高齢者相談機関（地域包括支援センター、ケアマネジャー等）」が18.4%、「行政（市役所、成年後見センター等）」が26.9%、「家族の会（認知症、障がい者）」が0.7%、「NPO支援団体」が3.4%、「その他」が5.1%となっています。



問4 貴事業所の利用者で成年後見制度を利用している大分市民の方は居ますか？

[回答の集計結果]

成年後見制度の利用状況については、「利用している」が38.6%で375人、「利用していない」が57.5%、「把握していない」が3.9%となっています。

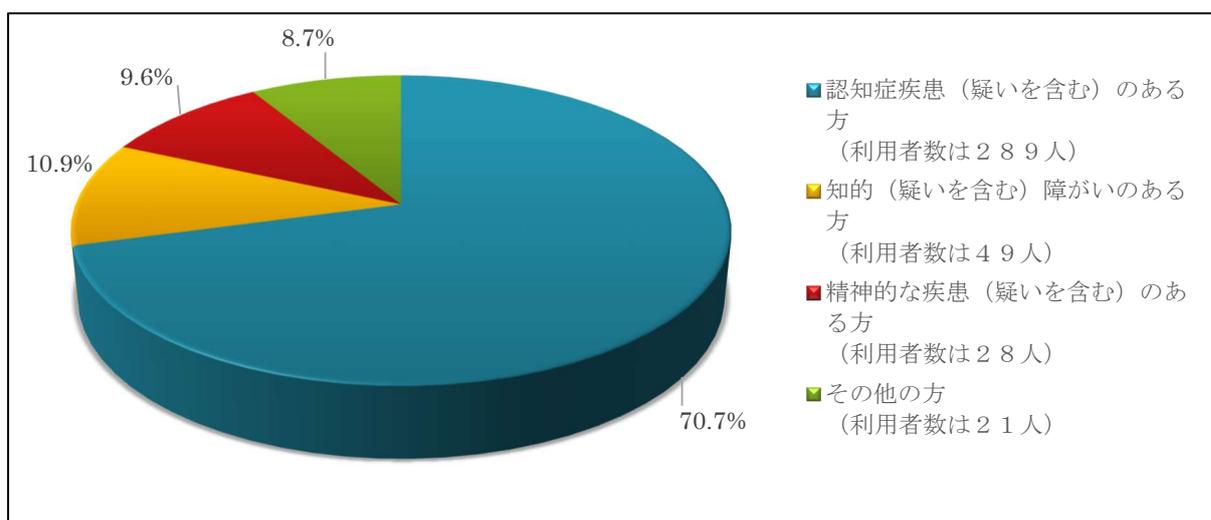


《問4で「利用している」と回答された事業所にお伺いします。》

問4-1 利用されている方の状態および人数について（※複数回答可）

[回答の集計結果]

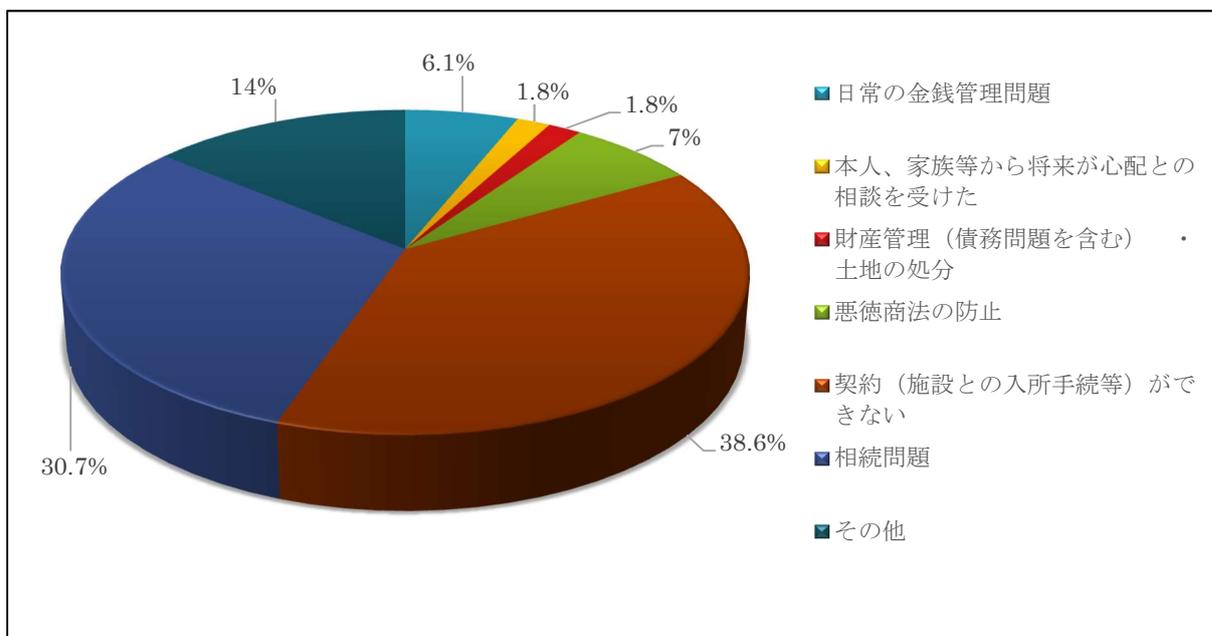
成年後見制度を利用されている方の状態については、「認知症疾患（疑いを含む）のある方」が70.7%で289人、「知的（疑いを含む）障がいのある方」が10.9%で49人、「精神的な疾患（疑いを含む）のある方」が9.6%で28人、「その他の方」が8.7%で21人となっています。



問4-2 成年後見制度を利用されている理由は何ですか？（※複数回答可）

【回答の集計結果】

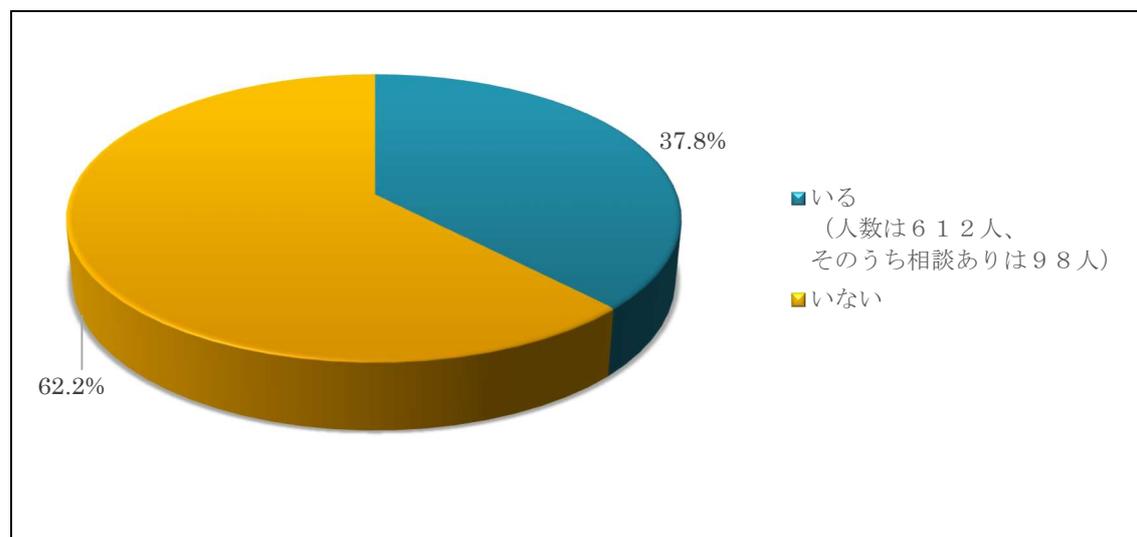
成年後見制度を利用されている理由としては、「日常の金銭管理問題」が6.1%、「本人、家族等から将来が心配との相談を受けた」が1.8%、「財産管理（債務問題を含む）・土地の処分」が1.8%、「悪徳商法の防止」が7%、「契約（施設との入所手続等）ができない」が38.6%、「相続問題」が30.7%、「その他」が14%となっています。



問5 貴事業所の利用者で、今後、成年後見制度が必要と思われる大分市民の方は居ますか？
（注：「今後」とは、調査時点～3年の間）

【回答の集計結果】

今後、成年後見制度が必要と思われる大分市民の方については、「いる」が37.8%で612人（そのうち相談ありは98人）、「いない」が62.2%となっています。

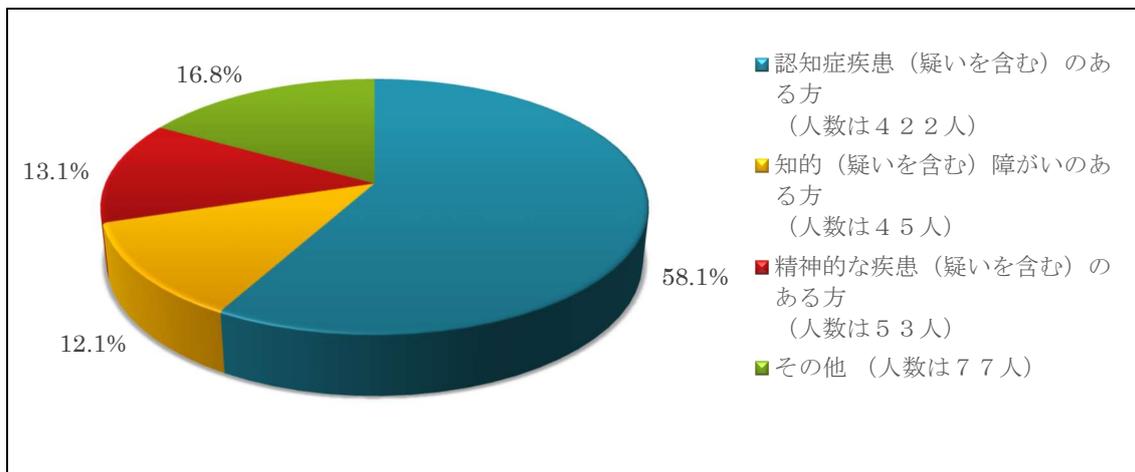


《《問 5で「いる」と回答された事業所にお伺いします。》

問5-1 成年後見制度利用が必要と思われる方の状態及び人数について（※複数回答可）

【回答の集計結果】

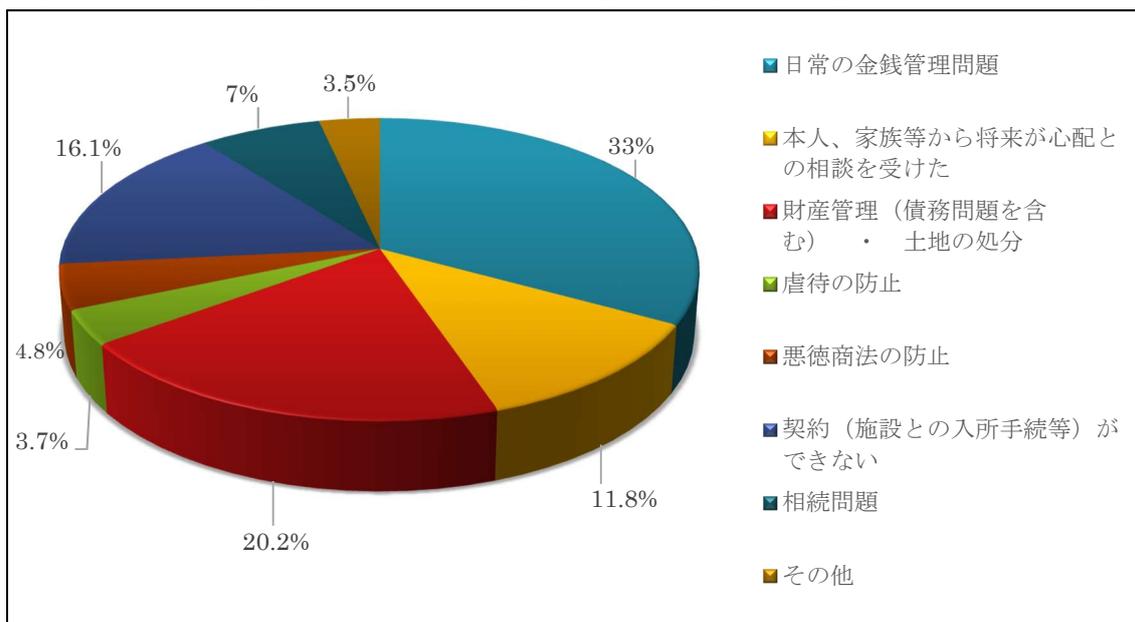
成年後見制度利用が必要と思われる方の状態については、「認知症疾患（疑いを含む）のある方」が58.1%で422人、「知的（疑いを含む）障がいのある方」が12.1%で45人、「精神的な疾患（疑いを含む）のある方」が13.1%で53人、「その他」が16.8%で77人となっています。



問5-2 成年後見制度が必要と思われる理由は何ですか？（※複数回答可）

【回答の集計結果】

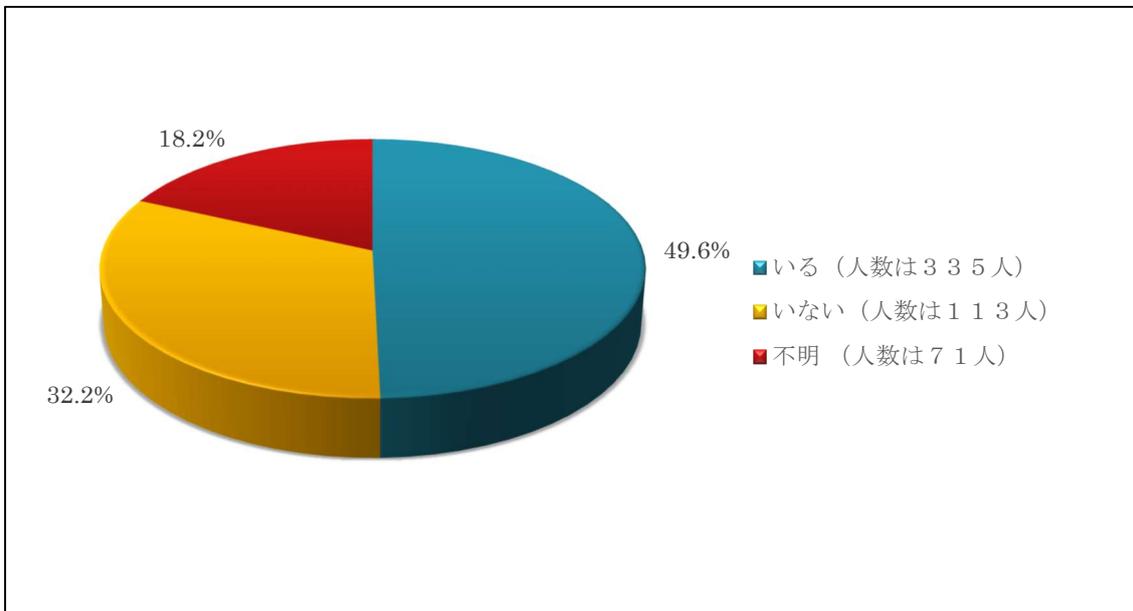
成年後見制度が必要と思われる理由としては、「日常の金銭管理問題」が33%、「本人、家族等から将来が心配との相談を受けた」が11.8%、「財産管理（債務問題を含む）・土地の処分」が20.2%、「虐待の防止」が3.7%、「悪徳商法の防止」が4.8%、「契約（施設との入所手続等）ができない」が16.1%、「相続問題」が7%、「その他」が3.5%となっています。



問5-3 成年後見制度を申立てしてくれる4親等以内の親族は居ますか？（※複数回答可）

【回答の集計結果】

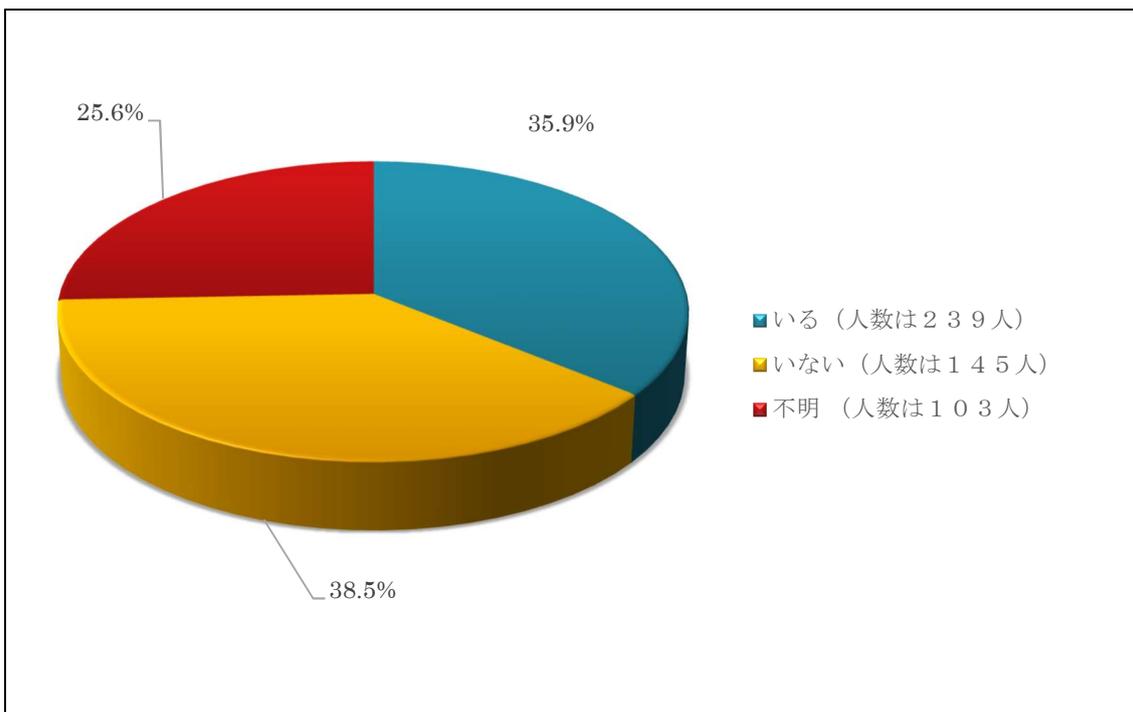
成年後見制度を申立てしてくれる4親等以内の親族については、「いる」が49.6%で335人、「いない」が32.2%で113人、「不明」が18.2%で71人となっています。



問5-4 成年後見人（または保佐、補助人）候補者となれる親族は居ますか？（※複数回答可）

【回答の集計結果】

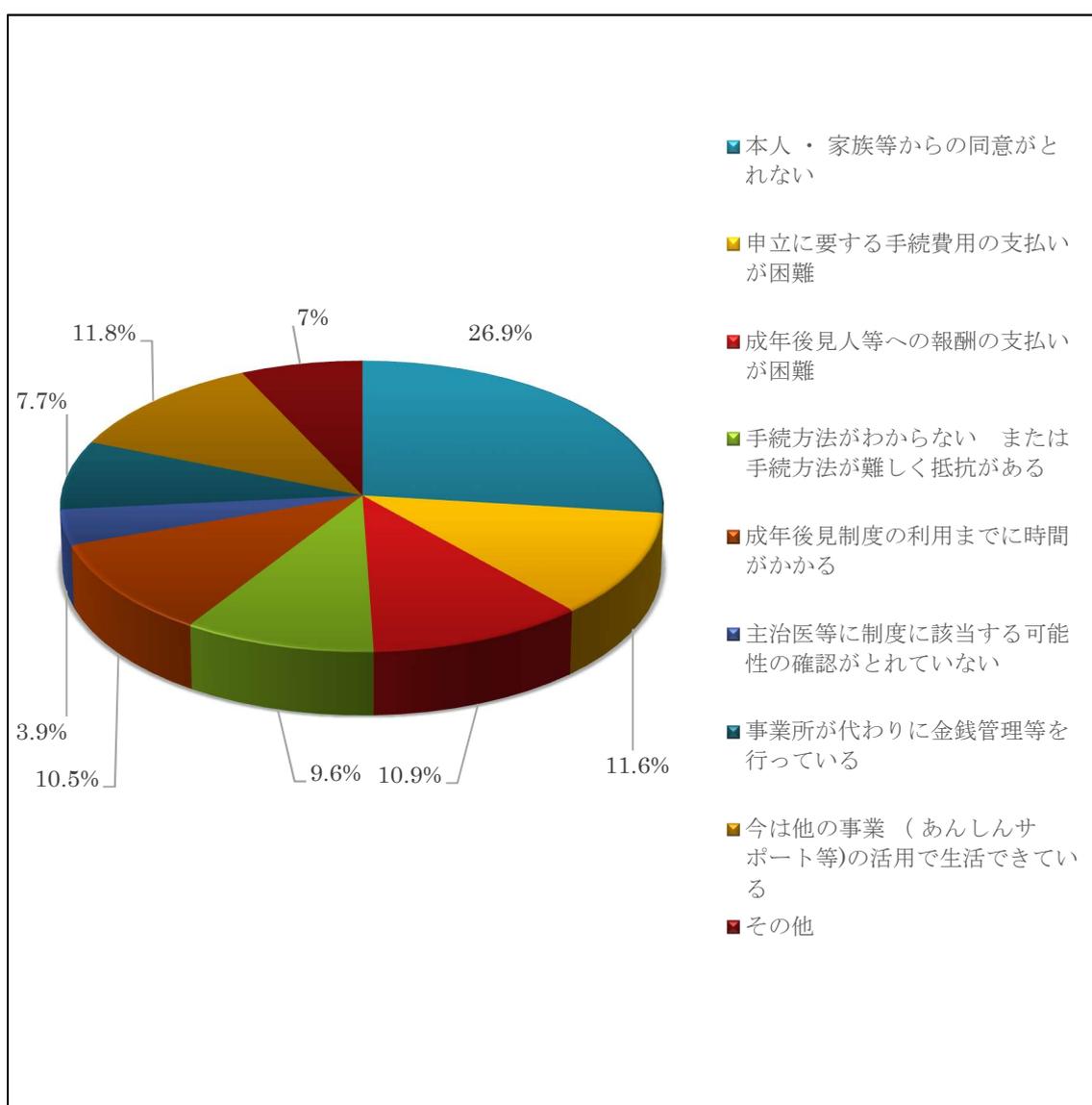
成年後見人（または保佐、補助人）候補者となれる親族については、「いる」が35.9%で239人、「いない」が38.5%で145人、「不明」が25.6%で103人となっています。



問5-5 貴事業所利用者のうち、成年後見制度の利用を要すると思われるが、利用に至っていない方の理由として考えられることは何ですか？（※複数回答可）

[回答の集計結果]

成年後見制度の利用を要すると思われるが、利用に至っていない方の理由としては、「本人・家族からの同意がとれない」が26.9%、「申立に要する手続費用の支払いが困難」が11.6%、「成年後見人等への報酬の支払いが困難」が10.9%、「手続方法がわからない、または手続方法が難しく抵抗がある」が9.6%、「成年後見制度の利用までに時間がかかる」が10.5%、「主治医等に制度に該当する可能性の確認がとれていない」が3.9%、「事業所が代わりに金銭管理等を行っている」が7.7%、「今は他の事業（あんしんサポート等）の活用で生活できている」が11.8%、「その他」が7%となっています。

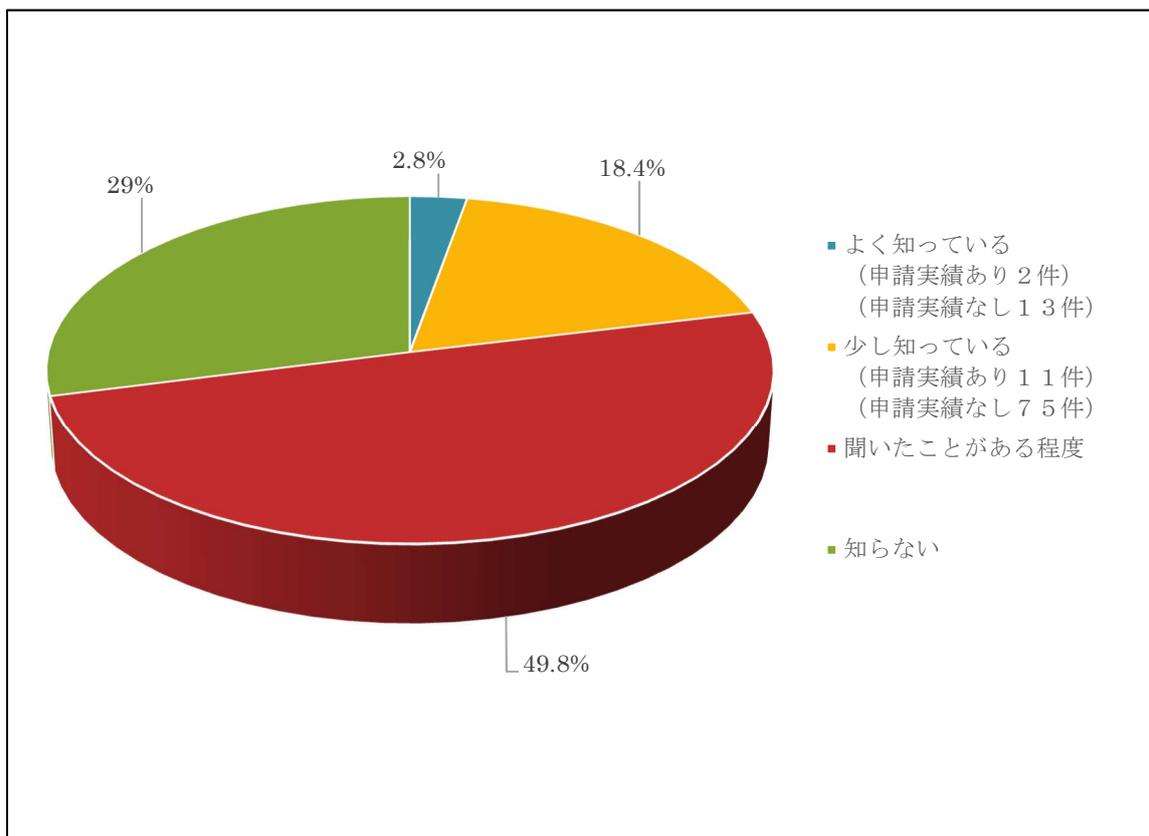


問6 大分市が実施している成年後見制度利用に関する助成事業を知っていますか？

【回答の集計結果】

成年後見制度利用に関する助成事業については、「よく知っている」が2.8%、「少し知っている」が18.4%、「聞いたことがある程度」が49.8%、「知らない」が29%となっています。

また、助成事業の申請実績については、「よく知っている」と回答された事業所のうち、「実績あり」が2件、「実績なし」が13件、「少し知っている」と回答された事業所のうち、「実績あり」が11件、「実績なし」が75件となっています。



第3章 大分市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念・施策概要

1. 計画の基本理念

法の趣旨を踏まえ、権利擁護にあたって支援を必要とする方が成年後見制度を積極的に活用できるように、成年後見制度利用を促進していくため基本理念を定めます。

【基本理念】

誰もが意思の決定を尊重され安心して暮らせるまちづくり

2. 施策の概要

基本理念に基づき、以下の施策を実施します。

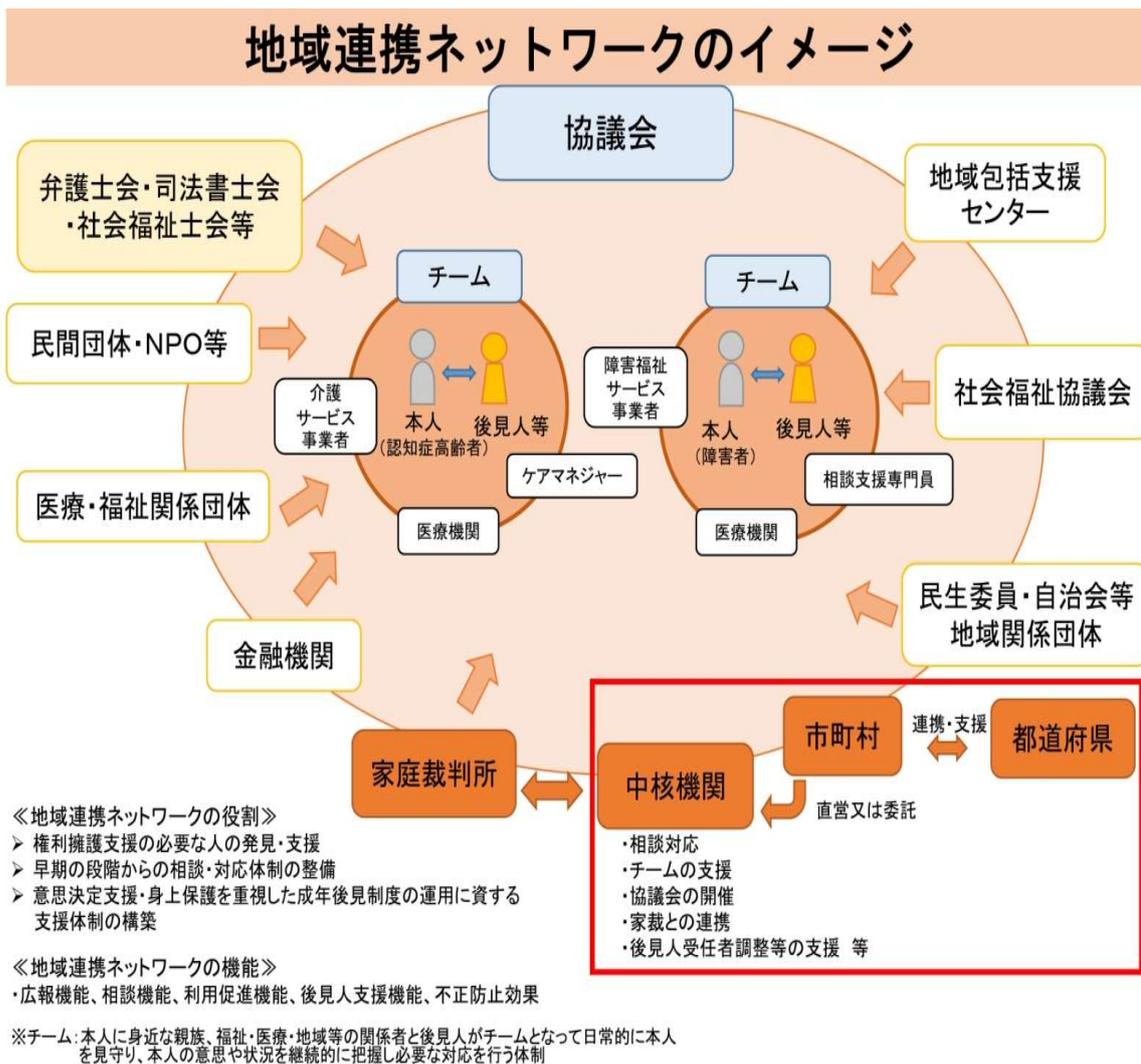
1 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度を利用できるように地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を整備します。

地域連携ネットワークは全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

また、中核機関は地域連携ネットワークの中核として、法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から得るノウハウ等を蓄積し、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担うほか、ネットワーク全体をコーディネートすることで、様々なケースに対応できるように、関係機関との連携・調整等を担う役割を負います。



2 成年後見制度の普及啓発

本市における令和元（2019）年度末現在の知的障がい者は4,121人、精神障がい者は4,563人、認知症高齢者は19,728人であり、年々増加傾向にあります。

これに対し、本市の成年後見制度利用者数は令和元（2019）年度末現在で588人に留まっていることから、より多くの方が制度のメリットを受けられるよう普及啓発を図ります。

また、ニーズ調査の結果、成年後見制度については、ほとんどの方が「知っている」または「聞いたことはある」と回答していましたが、成年後見制度利用に関する助成事業については、「聞いたことがある程度」または「知らない」と回答した方が8割程度を占めていたことから、助成事業についても普及啓発することにより、市民に適切な情報が届くよう努めます。

3 成年後見制度利用支援

成年後見人への利用支援として、親族後見人を含む支援者への相談支援の充実を図ります。

配偶者や親族による後見開始の審判の申立が期待できない方については、市長が申立を行うとともに、成年後見制度の利用者に対する支援を拡充させるため、成年後見人等への報酬助成について、必要な見直しを検討します。

また、より多くの担い手を育成するため、市民後見人の養成について継続的に取り組み、資質の向上を図ります。

第4章 大分市における具体的な取り組み

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政、大分市成年後見センター、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な方（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない方、虐待を受けている方等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの仕組みづくり

① 「チーム」について

「チーム」とは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

権利擁護支援が必要な方に対して、制度の利用開始前は、地域連携ネットワークを活かし、地域で権利擁護が必要な方を発見し、必要な支援へつなげる機能を果たします。

制度の利用開始後については、その方の状況に応じて、法的な権限を有する成年後見人等、本人の身近な親族、保健・福祉・医療・地域の関係者が「チーム」となり、日常的な関わりを通して本人の意思や状況を継続的に把握した上、意思を尊重した心身・財産の保護を行えるよう本市は「チーム」の連携構築を支援します。

② 「協議会」について

「協議会」とは、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体のことで、中核機関が事務局機能を担います。

ケース会議等を通し、他職種間で連携を深め、家庭裁判所との情報交換・調整を行うことで、成年後見人等を始めとする「チーム」の構成員のバックアップ体制を整備します。

(3) 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークの要となる中核機関を設置します。中核機関の整備・運営にあたっては、平成30（2018）年度に設置した「大分市成年後見センター」において、相談対応業務及び成年後見制度の普及啓発業務等を行っていることから、「大分市成年後見センター」との業務の棲み分け等を行いながら進めていきます。

(4) 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備

法律・福祉等の専門職や関係機関と連携・協力し、地域連携ネットワークおよび中核機関の持つ別表の4つの機能の段階的・計画的な整備を進めるとともに、不正防止についても配慮します。

中核機関が果たす4つの機能

	段階的・計画的な整備を図る主な機能
広報機能	①成年後見制度にかかる講演会・研修会等の開催 ②ホームページ等での普及啓発
相談機能	①申立に関する相談支援 ②申立人が居ない場合の相談支援 ③後見利用の一般的な事項に関する相談支援
成年後見制度 利用促進機能	受任者調整(マッチング)の支援 ・親族後見人候補者の支援 ・法人後見候補者等の支援 ・受任者調整(マッチング) ・地域連携ネットワークの「チーム」、「協議会」運営のコーディネート
後見人支援機能・ 不正防止効果	後見人支援について、必要に応じて関係機関への連絡・協議

2 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度は本人の生活を守り権利を擁護する大切な手段であり、制度利用が必要と思われる人の発見・支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくため、パンフレットの作成・配布、ホームページの活用、講演会や相談会の開催など、様々な媒体を活用して幅広く周知啓発を行います。

福祉サービス利用には至っていないものの、生活等に困難を抱えている方に対する支援を可能とするため、高齢者については、民生委員・児童委員に対して制度の周知を図るとともに、地域包括支援センター等の福祉関係者がより知識を深めることができるよう、研修内容の充実に努めます。

また、高齢者の権利擁護業務に携わる関係行政機関と連携を図り、一層の情報発信に努めます。

障がい者については、障害福祉サービス等指定事業者や平成30（2018）年度に開所した大分市障がい者相談支援センター等への情報提供を通じ、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、安心して地域で生活できるよう支援の充実に努めます。

3 成年後見制度利用支援

(1) 成年後見制度の利用に関する助成制度

現行では、成年被後見人等が、成年後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、大分市長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守れるよう支援しています。

今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件および範囲の拡大について検討します。

(2) 市民後見人の養成について

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者を指します。

本市では平成27（2015）年度より市民後見人養成講座を開設しており、令和元（2019）年度までに104人が修了しているほか、受講された方々を対象として、市民後見人養成講座フォローアップ研修を開催し、知識の涵養に努めています。

今後とも、急速な社会の高齢化による専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の養成に努めるとともに、地域における身近な支援者として積極的に活用することができる体制を整備します。

(3) 成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備

成年後見制度が適正に運営出来ているかについて検証することは、制度の利用を促進させる上で極めて重要です。

本市では成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第2項に基づき、合議制の機関を組織します。

機関の構成員については学識経験者、医療・福祉関係者、司法関係者、市民等を予定しており、成年後見制度の利用を促進させるため、国の基本指針に基づき、基本的な事項を調査検討するとともに、地域連携ネットワークが適切に活用され、支援を必要とする方が制度を利用できているか等についても、定期的に点検・評価いたします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）抜粋

第十四条第二項 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(4) 日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制整備

日常生活自立支援事業は認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、日常生活を送る上で判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう支援するものです。

ただし、サービスを受けるには、本人と契約を締結することから、一定以上の判断能力が必要となります。

【主なサービス内容】

- ①福祉サービスの利用についての支援
- ②日常生活に必要な手続きの支援
- ③日常的な金銭管理の支援
- ④通帳、印鑑等の預かりサービス

本市では、本事業の利用者の判断能力が不十分になった場合に、切れ目の無い支援を行えるよう成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする制度の整備について検討します。

(5) 意思決定支援について

成年被後見人の意思決定を支援するアドボカシー導入の可能性について本市で調査研究します。

(注) アドボカシーとは・・・自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に代わって、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のこと。

参考資料

1. 成年後見制度の利用の促進に関する法律
2. 大分市成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱
3. 大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

大分市成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者（以下「対象者」という。）に対する成年後見制度の利用に関し市長が行う審判の請求（以下「審判の請求」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(市長の審判請求)

第2条 審判の請求は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく請求をいう。

(審判の請求の申立て)

第3条 市長は、審判の請求を必要とする対象者があることを申し立てる者に対し、「大分市成年後見制度における市長の審判請求申立書」（別記様式）を提出するよう求めるものとする。

(審判の請求の決定等)

第4条 市長は、審判の請求を行うに当っては、対象者について次に掲げる事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
- (2) 生活状況及び健康状況
- (3) 虐待及び困窮の有無
- (4) 配偶者及び2親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否、配偶者等による本人保護の可能性及び配偶者等の審判の請求を行う意思の有無
- (5) 市又は市の関係機関が行う福祉増進のための支援策の効果

(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、対象者の審判に関する手続の費用（以下「審判の手続費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第6条 市長は、審判の手続費用について、対象者が負担すべきであると判断したときは、当該費用の求償権を得るため、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定による費用の求償に係る申立てをするものとする。

- 2 市長は、家庭裁判所が審判の手続費用について、対象者の負担とする審判をしたときは、成年後見人等を通じ、対象者に対して、審判の請求のために要した費用（審判の手続費用及び民法（明治29年法律第89号）第702条の規定により償還を請求することができる費用をいう。）の全部又は一部を求償するものとする。ただし、対象者が審判の請求のために要した費用を負担することが困難であると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市成年後見人等報酬助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条第1項の規定に基づき、成年後見制度における後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）について、市長が65歳以上の認知症である高齢者、知的障害者、精神障害者等に関して後見等の開始の審判申立を行い、家庭裁判所から後見等の開始審判を受けた者等（以下「被後見人等」という。）が、家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）への報酬を払うことが困難な場合、報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第3条 事業の対象者は、大分市内に居住する者のうち前条の規定により、市長が後見等の開始の審判申立を行い被後見人となった者等で、次の各号のいずれかに該当する者を助成の対象者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 後見人等の報酬を対象者の属する世帯の収入及び資産状況から控除したとき、生活保護受給基準額を下回ることが予想される者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(利用申請)

第4条 事業を申請する者は、対象者又は対象者の代理人としての後見人等（以下「申請者」という。）とし、申請者は、事業を利用しようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 大分市成年後見人等報酬助成事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 収支（実績・予定）申告書（様式第2号）
- (3) 前号に記載されている収入及び必要経費の挙証書類

- (4) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等資産状況の判明するもの
 - (5) 対象者の後見開始審判を確認できるもの（謄本等）の写し
- (利用決定)

第5条 市長は、前条の規定により利用申請を受けた場合は、対象者であるかどうかを調査し、総合的に勘案して利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、対象者の事業の利用を決定した場合は、大分市成年後見人等報酬助成事業利用(決定・却下・変更) 通知書(様式第3号)により、申請者(以下「利用者」という。)に通知するものとする。

(変更届け)

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大分市成年後見人等報酬助成事業変更申請書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しないと認められたとき。
- (2) 大分市成年後見人等報酬助成事業利用申請書に記載する内容に変更があるとき。

(利用取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しないと認められたとき。
- (2) その他市長が利用を取り消す必要があると認めたとき。

(助成申請)

第8条 利用者は、後見人等への報酬に関して助成を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 大分市成年後見人等報酬助成事業助成交付申請書(様式第5号)
- (2) 第4条第2号及び第3号に定める書類
- (3) 報酬付与の審判申立の写し
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し

2 助成額は、対象者について、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額及び対象者が属する世帯の収支を参考に、市長が決定した額とする。

3 市長は助成の決定を行った場合、大分市成年後見人等報酬助成事業助成確定通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(助成の支払)

第9条 前条の助成決定を受けた利用者は、成年後見人等報酬助成事業助成請求書(様式第7号)により、決定された助成額を請求することが出来るものとする。

(後見人等の責務)

第10条 前条の助成を受けた利用者は、後見人等への報酬以外の目的に使用してはならない。

2 前条の助成を受けた利用者は、市長が必要と判断した場合、対象者名義の口座に振り込まれた助成の当該支出について報告しなければならない。

(助成の返還)

第11条 市長は、助成に関して適切な支出が行われていないと認めるときには、第9条の助成の全額又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。